

(提案基準第18号)

介護老人保健施設に係る開発又は建築に関する基準

介護老人保健施設に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定する第二種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）であること。
- 2 申請者は、当該事業を営む者であること。
- 3 申請地は、当該施設の利用に照らし適切な規模であること。
- 4 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
 - (2) 地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模であり、他の地域からの利用を多く想定した過大なものでないこと。
- 5 申請に係る予定建築物の建築については、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条第1項に規定する協力病院が近隣に存在する場合等、介護老人保健施設を市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められること。
 - (2) 本市の福祉施策の観点から支障がないものであるとして、本市福祉部局において介護保険法に基づく許可が確実であること。

附則

この基準は、2025年（令和7年）10月1日から施行する。